

平成31年2月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 平成31年 3月 1日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 2時 3分

場所 第2委員会室

出席委員 小久保憲一委員長

横川雅也副委員長

飯塚俊彦委員、田村琢実委員、立石泰広委員、荒川岩雄委員、小谷野五雄委員、井上将勝委員、萩原一寿委員、金子正江委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部関係]

知久清志福祉部長、江森光芳地域包括ケア局長、沢辺範男福祉部副部長、小池要子少子化対策局長、細野正福祉政策課長、加藤誠社会福祉課長、縄田敬子地域包括ケア課長、金子直史高齢者福祉課長、村瀬泰彦障害者福祉推進課長、和泉芳広障害者支援課長、関口修宏福祉監査課長、高島章好少子政策課長、西村朗こども安全課長

[保健医療部及び病院局関係]

本多麻夫保健医療部長、三田一夫保健医療部参与、江森光芳地域包括ケア局長、奥山秀保健医療部副部長、河原塚聡保健医療部副部長、唐橋竜一保健医療政策課長、田中良明保健医療政策課感染症対策幹兼幸手保健所長、井部徹国保医療課長、武井裕之医療整備課長、番場宏医療人材課長、清水雅之健康長寿課長、芦村達哉疾病対策課長、市川克己生活衛生課長、吉永光宏食品安全課長、天下井昭薬務課長

岩中督病院事業管理者、関本建二病院局長、小松原誠経営管理課長、松井直行経営管理課技術幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第26号	埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第27号	埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第28号	埼玉県健康づくり安心基金条例	原案可決
第29号	埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	原案可決

議案番号	件名	結果
第30号	埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第33号	埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第40号	財産の取得について（抗インフルエンザウイルス薬）	原案可決
第48号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決
第53号	平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第65号	医療法施行条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（保健医療部及び病院局関係）
柔道整復師法に基づく施術所の不正広告について

報告事項（保健医療部及び病院局関係）

- 1 埼玉県健康長寿計画（第3次）（案）について
- 2 埼玉県食育推進計画（第4次）（案）について
- 3 埼玉県歯科口腔保健推進計画（第3次）（案）について
- 4 大学附属病院等整備の進捗状況について
- 5 さいたま赤十字病院への土地貸付けについて

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

飯塚委員

- 1 民生委員が安心して活動するためには行政のサポートが必要だと考えるが、県として民生委員の負担軽減のためどのようなことを行っているのか。
- 2 民生委員のなり手不足により欠員が恒常化しているが、県として民生委員の確保にどのように取り組んでいるのか。

社会福祉課長

- 1 民生委員は行政の調査への協力や各種イベントへの出席などの業務も多いため、県では民生委員活動支援マニュアルを作成して市町村に配布し、民生委員の負担軽減をお願いしている。併せて、市町村社協のボランティアである福祉委員や福祉サポーターの活用による民生委員の負担軽減も働き掛けている。
金銭面では、民生委員活動に係る交通費や通信費などの実費弁償費として、一人当たり59,000円を市町村に補助しているほか、民生委員の資質向上策として、毎年度、民生委員の研修を実施している。
- 2 国が定めている民生委員の年齢要件である75歳未満という基準を、県独自に78歳未満にまで引き上げている。また、県職員や教職員の退職者等に民生委員への就任を働き掛けている。

飯塚委員

- 1 県職員等退職者に対する民生委員就任の働き掛けはどのように行っているのか。
- 2 民生委員のうち県職員等退職者の人数はどのくらいか。

社会福祉課長

- 1 県職員等の退職者説明会において、民生委員の活動をPRするリーフレットを配布している。
- 2 平成29年10月1日現在、444人である。

飯塚委員

- 1 越谷児童相談所草加支所の本所化の効果をどう考えているのか。
- 2 草加支所以外に児童相談所の増設を考えているところがあるのか。

こども安全課長

- 1 緊急の一時保護など所長の判断決定を要する事案については、支所から所長の判断を仰ぐ必要があった。本所化により、専任の所長が配置されることで、その場で資料等を使用し、迅速に説明をし、判断を仰ぐことができる。
また、児童の処遇方針を検討する際に処遇会議、診断会議といった所長を交えた会議において、組織的に決定している。これまで草加支所の事案については、越谷児童相談所長が草加支所に出向いて判断していたが、その手間がなくなり、効率化が図られる。また、里親推進担当や総務担当なども配置され職員体制が強化されることから、児童福祉司など他の職員の負担軽減にもつながると考えている。

2 通告件数は増加の一途をたどっており、職員の増員を図る必要がある。事務所のスペースの問題もある。現在、正に児童相談所長と更なる児童相談所の設置について議論を行っている。設置に当たっては、人口、距離、時間等の地理的条件、事務所用地の適地があるかなど諸条件を勘案しながら検討を今後進めたい。

飯塚委員

地域別の相談件数について伺いたい。

こども安全課長

平成29年度の児童相談所の相談件数は、中央児童相談所が3,173件、南児童相談所が3,387件、川越児童相談所が3,644件、所沢児童相談所が4,115件、熊谷児童相談所が4,113件、越谷児童相談所が5,812件となっている。県南部の地域が特に相談件数が多くなっている。

飯塚委員

地域別の相談件数について、資料として提出していただきたい。

委員長

ただ今、飯塚委員から地域別の相談件数についての資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定する。執行部におかれては、速やかに提出願う。なお、資料については、提出があり次第、控室に配布しておく。

ほかに発言はあるか。

金子委員

- 1 本所化により、職員体制はどうなるのか。
- 2 草加支所は保健所の間借りのような形だが、十分に対応できるのか。
- 3 越谷児童相談所の支所から本所になることで、越谷児童相談所及び草加支所の管轄人口がそれぞれどうなるのか。

こども安全課長

- 1 現在の草加支所は児童福祉司、児童心理司などを含め総勢22名の体制だが、本所化に伴い、総勢30名の体制となる。増員8名で、内訳は児童福祉司が4名、児童心理司が1名、総務担当の設置による増員が3名となる。
- 2 御指摘のとおり事務所スペースが手狭になっている。そのため今年度に設計委託、来年度に改修工事を予定している。具体的には、2階にある利用頻度の低い保健所の会議室を改修し、2階を児童相談所の事務所として活用する。
- 3 管轄人口は、草加支所の本所化に伴い、越谷児童相談所が約74万人、新たに設置される草加児童相談所が約55万人となる。

金子委員

- 1 施設そのものが老朽化しており、当面は改修で対応するとしても、いずれは独立した施設にする必要があるのではないか。
- 2 管轄人口が多いのではないか。

こども安全課長

- 1 草加支所は建物が古く、またスペースとしての課題もある。通告件数の状況や国の配置標準の見直しなどを十分に注視し、現在の場所でスペースの確保が難しい状況になった場合は、新たな児童相談所の設置により全体の所管区域を再編することなどを中長期的に考えていく。
- 2 他県では児童相談所の所管区域が100万人を超えるところもある。国においては中核市による児童相談所設置を進める法案検討の動きもある。本県においても所管人口が100万人を超える児童相談所があるため、より網の目を細かくするという点から、全体の児童相談所の再編を検討する中で見直し、検討を進めていきたい。

萩原委員

- 1 民生委員の充足率や欠員の状況はどうか。
- 2 民生委員のなり手確保について、市町村とどのように連携して取り組んでいるのか。

社会福祉課長

- 1 平成31年1月1日現在、定数7,967人に対して欠員が215人であり、欠員率は2.7%となっている。欠員が生じている市町村は、全59市町村のうち35市町である。
- 2 民生委員の負担軽減やなり手の確保のアイデアを盛り込んだ民生委員活動支援マニュアルを活用して、市町村と連携して民生委員の負担軽減や欠員解消に努めている。また、県民生委員・児童委員協議会と共同で欠員のある市町村を訪問し、他の市町村で欠員解消に効果があった取組の紹介や意見交換を行うなど、欠員解消に向けて取り組んでいる。

萩原委員

吉川市は草加児童相談所の所管となっている。吉川市は越谷市の東側に接しており、越谷児童相談所が所管するべきではないか。

こども安全課長

草加支所は平成22年度に設置されたが、当時、越谷児童相談所が県児童相談所の中で所管人口130万人と最大であった。負担を軽減するために、人口バランスを考えて、吉川市を含めて草加支所の所管区域を決めたものである。

萩原委員

吉川市から草加児童相談所までは相当距離がある。県民の立場を考慮した上で所管区域を決定しているのか。

こども安全課長

児童相談所に通所するとなると越谷児童相談所の方が利便性が高いと言える。

しかし、身近な相談については、住民に身近な市町村が児童虐待の窓口として位置付けられていることから、まずは市町村で対応いただいている。その中で、児童相談所の専門的な対応が必要な場合には児童相談所が対応していくという考えに基づき、児童相談所が設置されていることを御理解いただきたい。

今後、児童相談所の設置を検討する際には、県民の利便性という視点も考慮して検討していきたい。

荒川委員

吉川市の住民が近くの越谷児童相談所に駆け込んだ場合、草加児童相談所に行けということか。

こども安全課長

緊急で対応する必要がある場合は、その児童相談所で保護などの必要な対応をする。その後、例えば親の理解もあって問題ないということで、在宅で継続的に指導するような場合は、所管の児童相談所が対応することになる。

少子化対策局長

緊急時、駆け込みがあった場合は、その駆け込みのあった児童相談所で対応するよう各所に徹底する。

田村委員

緊急性は誰が判断するのか。

こども安全課長

最終的には児童相談所が判断する。駆け込みがあった場合は、保護者や子供の声を聞いてしっかり対応していく。その後、状態が落ち着き家庭に戻り、そこで継続的に指導する場合は、所管の児童相談所が対応する。

田村委員

その後の対応が変わるのは、職員にとっても負担だと思う。吉川市は越谷児童相談所の管轄のままの方が良いのではないかと。吉川市住民にもわかりやすいのではないかと。

こども安全課長

現在も吉川市は草加支所で所管し対応している。特に支障があるとは職員からは聞いていない。職員数なども人口に基づいて配置している。人口バランスを考えないと越谷児童相談所がオーバーフローしてしまうことから、現行の所管区域を草加児童相談所の所管区域とした。

田村委員

越谷児童相談所のオーバーフローの問題ではない。虐待を受けている子供を守る視点で考えなくてはならない。その後で職員の負担を考えていくべきだ。事務的に問題ないと言ったが、今後、草加児童相談所でも越谷児童相談所でも対応できず、たらい回しにされる事態が発生した場合はどうするのか。

こども安全課長

緊急の対応は身近な児童相談所でしっかり受け入れる。入口でたらい回しにすることはしない。しっかり対応していく。

福祉部長

県民にとって不利益がないように、しっかり職員を指導する体制を取っていく。

田村委員

- 1 「平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」のうち、虐待通報ダイヤルの減額補正理由について、入札差金や事務費の減により減額となっているが、具体的な内容について伺いたい。
- 2 通報数とその対応状況はどうか。
- 3 減額せずに、その分を人員を増やすなどの対応に回すべきではないのか。

福祉政策課長

- 1 虐待通報を受け支援機関につなぐ電話システムの構築に約650万円かかったが、入札差金として600万円生じた。事務費の減については、パンフレット10万部、チラシ10万部など予定部数を作成したが、節約ができた。
- 2 10月1日から1月31日までの4か月間の電話件数は549件で、1日当たり5件弱となっている。平日の日中は福祉政策課が対応し、1日2件くらいである。夜間休日は外部業者に委託している。
- 3 平日の日中は福祉政策課に非常勤職員1名を配置しているが、現状は十分対応できる状況である。今後ダイヤルをPRして、通報件数が増加した場合はしっかり対応していきたい。

中川委員

各児童相談所の管轄区域について、実務的にはどこの相談所でも受け入れるということがスマホで検索した時に分かるようにしていただきたいと考えるが、どうか。

こども安全課長

草加支所の本所化に伴い、県のホームページでの広報を考えているが、それ以外にどのような周知ができるか検討していきたい。

中川委員

- 1 「平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」のうち、放課後児童対策事業助成費は、障害を持つ方の対応で6億1,412万円の減額となっているが、過去3年間の決算額の推移を伺いたい。
- 2 市町村からは他の障害者施策とのバランスの中、予算確保が難しいとの指摘があるが、市町村の動向を把握しているのか。

少子政策課長

- 1 放課後児童対策事業助成費は、障害児に限らず、一般の児童全体の放課後児童クラブの経費である。決算額は、平成29年度は36億4,438万2千円となっている。
- 2 障害児施策との連携に関しては、平成29年4月に国から子育て支援施策と障害者施

策との連携を図るよう通知を頂いているので、その中で連携を取っていききたい。

中川委員

- 1 放課後等デイサービスの過去3年間の決算額の推移を伺いたい。
- 2 急激に予算が増加しているが、質の確保や他の福祉施策との優先順位の中で予算確保の難しさを認識していない市町村はどのくらいあるのか。

障害者支援課長

- 1 放課後等デイサービスが含まれる心身障害児通園訓練費の決算額の推移は、平成27年度は25億4,551万3千円、平成28年度は33億1,055万7千円、平成29年度は43億7,270万4千円となっており、年々増加傾向である。
- 2 幾つかの市町村からは、年々事業費が増えているため予算確保には苦労しているといった声を聞いている。

中川委員

現場は市町村が担当している。県から「何か困りごとはないか」と市町村に働き掛けるような関係にすべきと考えるが、どうか。

障害者支援課長

県は事業所の指定はしているが、利用の給付決定は市町村で行っているため市町村職員の方が実情をよく把握している。県が現場の実態を知らないで制度を運用するのは問題であり、また、制度等を改正していくためには現場の声を聞いておかなければならない。市町村職員と腹を割って意見交換できる場が必要である。そのような場を状況に応じて設けていきたい。

【付託議案に対する質疑（保健医療部及び病院局関係）】

立石委員

埼玉県健康づくり安心基金を設置する理由及び実施予定事業について伺う。

保健医療政策課長

健康づくりは中期的に継続して取り組まないと十分な成果が期待できないものがある。安定した財源を確保し、しっかりと取り組むために基金を設置したいと考えている。

健康づくり対策を強化するために、3つの観点から新規又は拡大する事業に活用したいと考えている。一つ目は、中期的な健康関連施策の推進であり、具体的には健康マイレージの拡大や新しく行うがん検診受診率向上の取組である。二つ目は、たばこ関連対策の推進であり、新しく行う受動喫煙防止対策などを実施する。三つ目は、保健・医療情報の活用であり、国保データベースを活用した医療需要分析などを実施する。

立石委員

基金の財源として、県たばこ税収入額の5%相当額にした理由について伺う。

保健医療政策課長

たばこ1箱のうち1本分である5%分を健康関連施策に充てようと考えた。健康づくり対策を強化するための新規及び拡大する取組の財源として県たばこ税収入額の5%相当額、

金額にして3億7千万円を活用しようと考えたものである。

立石委員

- 1 抗インフルエンザウイルス薬の取得について伺う。複数の抗インフルエンザウイルス薬がある中で、なぜイナビルを購入するのか。
- 2 新薬ゾフルーザは1回の服薬で済み使用しやすい反面、耐性出現率が高いとも聞いている。注目される薬剤でありながら備蓄の対象になっていない理由は何か。
- 3 イナビルは、耐性ウイルスや副作用の心配はないのか。
- 4 国の備蓄方針では、品目指定はあるのか。

感染症対策幹

- 1 国の備蓄方針では都道府県ごとに備蓄する薬剤の目標量が示されている。現在、県の備蓄薬剤の中でイナビルは唯一目標量を下回っているため、追加購入したいと考えている。
- 2 国備蓄方針における備蓄対象薬剤にゾフルーザが入っていないためである。
- 3 国立感染症研究所の分析によると、今シーズンのデータでは、イナビルはA型及びB型に対して耐性ウイルスが発生する率は0%であり、重篤な副作用が発生する率も17万人に1人となっている。
- 4 ある。

立石委員

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄は、法定受託事務なのか。

感染症対策幹

法定受託事務である。

立石委員

- 1 備蓄薬剤のこれまでの廃棄状況について伺う。
- 2 タミフルについては備蓄目標271,300人分のところ、平成30年度末備蓄量は目標を大きく上回る760,000人分となっている。使用期限を迎えたものを順次廃棄していくのだろうが、あまりにも無駄が多いのではないか。備蓄目標に対して適正な備蓄量であると考えているのか。
- 3 パンデミック発生時において備蓄薬を市場に放出する基準について伺う。
- 4 備蓄薬を市場に放出する際の国や卸業者との連携体制について伺う。
- 5 購入費用は国から全額補助されるのか。

感染症対策幹

- 1 平成28年度と29年度に、タミフルカプセルを29万人分ずつ、計58万人分廃棄した。
- 2 備蓄開始当初は備蓄対象薬がタミフルのみであったが、現在は薬剤品目が増えたため、備蓄しているタミフルが多い状態になっている。備蓄量に関しては、国の備蓄目標に基づいたもので適正である。
- 3 パンデミック発生時には市場流通量が大幅に減少した時点で、国とも協議した上で本県の備蓄薬を放出する。

- 4 本県が県内卸業者へ払い出し、卸業者が医療機関へ納品することになる。
- 5 備蓄薬の購入費用に関しては、地方交付税措置が講じられている。

立石委員

これまで備蓄薬を使った実績はあるのか。

感染症対策幹

近年は使用していない。平成21年のパンデミック時に1,000人分使用している。

田村委員

パンデミック時の備蓄薬の放出方法について、県では放出する薬剤の順番などを決めているのか。

感染症対策幹

放出が必要な時点において、国と協議した上で、様々な要因を勘案して放出することになっている。

田村委員

パンデミック時の放出については、危機管理の側面から具体的な方法を決めておくべきであると考えるがどうか。

感染症対策幹

現在のところ備蓄薬の放出の順番はないが、使用期限や流行しているインフルエンザのタイプ、抗インフルエンザウイルス薬への耐性等を勘案して、放出していくことになる。

保健医療部長

県として、迅速に対応できるようあらかじめ準備できることを検討しておきたい。

立石委員

- 1 新たに小児肝移植手術を実施するため、県立小児医療センターの診療科目に移植外科を追加することだが、医師の確保や設備面などの受入体制はどうか。
- 2 現在、県外の医療機関に年間で何名程度、小児肝移植が必要な患者を紹介しているのか。そして、今後はこの移植手術を行うことによって年間で何名の手術を見込んでいるのか。

経営管理課長

- 1 医師は平成31年4月で2名確保できる。来年度中にさらに1名確保できる予定であり、合計で3人が確保できる見通しである。その他備品についても整備しているところである。
- 2 現在は、栃木県の自治医科大学病院に5人程度を紹介している。また、東京都の国立成育医療研究センターにも紹介している。年間の手術の見込みは最大で20名程度の可能性はあるが、標準的にはおおむね10名程度を想定している。

金子委員

- 1 消費税率の引上げに伴う病院事業に係る料金表の改定について伺う。10月からの増税を見込んで改正するとのことであるが、影響額はどのくらいと見込んでいるのか。
- 2 消費税の引上げについては、実施するかどうかあいまいなところもあると聞いているが、その点についてどのように考えているのか。

経営管理課長

- 1 今回の条例改正による影響額は約528万円と見込んでいる。
- 2 消費税率の引上げが実施される前提の条例改正である。

金子委員

- 1 消費税率の引上げが中止された場合、どう対応するのか。
- 2 影響額が528万円とのことだが、埼玉県の財政力からすれば、あえて引上げをしなくても対応できるのではないかと考えるがどうか。

経営管理課長

- 1 消費税率の引上げが実施されなかった場合については、その時の状況で対応を検討することになる。
- 2 法律に基づいて消費税率の引上げが行われるので、それに対応する条例は改正する必要があると考えている。

【付託議案に対する討論】

金子委員

第33号議案に反対の立場から討論する。本議案の小児医療センター診療科目に移植外科を追加することについては賛成するが、消費増税を前提とした料金の値上げについては反対するものである。

【所管事務に関する質問（柔道整復師法に基づく施術所の不正広告について）】

飯塚委員

柔道整復師法で、広告に表示できる項目を名称や住所等に限定しているにもかかわらず、「腰痛・肩こり」や「交通事故認定治療院」など、掲示してはならない表記の広告がよく見受けられる。どのような指導を行っているのか。

医療整備課長

開設する際に広告の制限について説明し、開設後には現地を確認している。昨年1年間で約120件の不正広告の事例があったが、これに対しては保健所の職員が速やかに対応している。また、フランチャイズで展開している事業所など、保健所では対応しきれない案件に対しては、医療整備課が本部に赴いて指導している。

飯塚委員

こういった規制は柔道整復師会に加入しているかいないかで変わるのか。

医療整備課長

施術所に対して適用される。加入しているかどうかは関係ない。

飯塚委員

柔道整復師会からは、不正広告は会に入会していない施術所において多く見受けられるとの話がある。きちんと対応していただきたい。（要望）

荒川委員

保健所の対応は、指導して終わりなのか。

医療整備課長

是正が確認されるまで指導している。

荒川委員

是正されない場合はどうするのか。

医療整備課長

罰金を科すこともできるが、そこまでに至った事例はない。

横川副委員長

開院時に広告の掲示を確認するのか。

医療整備課長

開設時に開設届を受理している。その届出事項が適切であるかを確認している。

横川副委員長

最初の対応・指導が大切である。開院時の指導をきちんとやっていただきたい。（要望）